

新宮町告示第67号

新宮町公共基準点管理保全要綱を次のように定める。

平成19年7月4日

新宮町長 中野昌昭

新宮町公共基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この告示は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定に基づき新宮町が管理する測量基準点(以下「公共基準点」という。)の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全に万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において公共基準点とは、1級基準点、2級基準点及び3級基準点(相当精度の基準点を含む。)であつて、かつ、永久標識を設置したものとする。

(管理の主体)

第3条 公共基準点の管理保全の主管課は、都市整備課とする。

(公共基準点の使用手続き)

第4条 公共基準点を使用して測量を実施する者は、あらかじめ「公共基準点使用承認申請書」(承認併用 様式第1-1号)を町長に提出し、使用承認を受けるものとする。また、使用後には「公共基準点使用報告書」(様式第3-1号)により使用結果を報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、地積測量図作成のための測量に関し公共基準点を使用する土地家屋調査士会は、あらかじめ「公共基準点使用に係る包括承認申請書」(様式第1-2号)を町長に提出し、「公共基準点使用包括承認書」(様式第2号)により使用承認を受けるものとする。この場合において、当該土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士は、承認書記載期日までに「公共基準点使用報告書」(様式第3-2号)により使用結果を報告するものとする。

3 第1項の規定により公共基準点を使用して測量を実施する者にあつては「公共基準点使用承認書」を、前項の規定による包括承認に係る使用にあつては土地家屋調査士会員証を、それぞれ携行し、町職員又は土地所有者等の請求があつた場合は、速やかにこれらを呈示しなければならない。

(交付手数料の納付)

第4条の2 前条の規定により公共基準点を使用し、その成果表又は点の記の謄本の交付を求めようとする者は、新宮町手数料条例(平成12年新宮町条例第1号)で定める額を納めなければならない。

(工事施工の届出)

第5条 道路の掘削工事を施工する者(以下「工事施工者」という。)が、公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ「公共基準点付近での工事施工届出書」(様式第4号)を町長に提出し、町長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去・移転の承認を申請する場合は、当該届出書の提出を省略することができる。

2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等
- (2) 車輛及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車輛及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為
- (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等

3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、断面図、平面図(掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの)
- (2) 引照点図又は町長の指示する測量資料
- (3) 写真(公共基準点、公共基準点周辺、全引照点を確認できるもの)

4 公共基準点付近での工事が竣工したときには、当該基準点の効用の確認を行い、工事施工者は速やかに「公共基準点付近での工事竣工報告書」(様式第5号)を町長に提出し、検査を受けなければならない。

5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 竣工写真(公共基準点、公共基準点周辺を確認できるもの)
- (2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料(着工前・竣工後が対比できる引照点図、又は町長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果)

6 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障をきたした場合は、工事施工者は都市整備課長との協議後、「公共基準点復旧承認申請書」(様式第6号)を町長に提出し、「公共基準点復旧承認書」(様式第7号)により復旧の承認を受けなければならない。

(一時撤去及び移転)

第6条 工事施工者(公共基準点の設置されている土地、建物の所有者又は管理者(以下「土地所有者等」という。))の行う工事を除く。)が、公共基準点を一時撤去又は移転する必要が生じた場合には、あらかじめ「公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書」(様式第8号)を町長に提出し、「公共基準点(一時撤去・移転)承認書」(様式第9号)によりその承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、平面図(掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの)
- (2) 写真(公共基準点、公共基準点周辺を確認できるもの)
- (3) 再設置位置図(新旧位置の関係が確認できるもの)

3 土地所有者等の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要が生じた場合は、土地所有者等は、「公共基準点(一時撤去・移転)請求書」(様式第10号)を町長に提出するものとする。

(機能の回復)

第7条 工事施工者が公共基準点を一時撤去、滅失、毀損又は移転等により、その効用に支障をきたした場合は、又は土地所有者等による公共基準点の一時撤去、移転の請求があった場合は、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。

2 前項の場合において同一構造による設置が不可能な場合は都市整備課長と協議のうえ変更することができる。

3 工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失又は毀損した場合は、前2項の規定を適用する。

(機能回復の施工者)

第8条 公共基準点の測量標を設置する工事(以下「設置工事」という。)は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、次の場合は都市整備課で行う。

(1) 工事施工者による設置工事が困難な場合

(2) 土地所有者等による公共基準点の一時撤去、移転の請求があった場合

2 測量成果の修正(以下「測量作業」という。)に必要な手続きは、測量法第36条、同第37条第3項、同第40条その他関係法令に基づき都市整備課で行う。

3 偏心法による移転により機能回復を図る場合は、工事施工者と都市整備課長との協議のうえ施工者を決定するものとする。

(設置工事)

第9条 工事施工者等は設置位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に都市整備課長と協議しなければならない。

2 原則として測量標等は既設のものを再度使用するものとするが、使用不可能な場合は都市整備課が指定する測量標等を使用するものとする。

3 工事施工者は設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

4 設置工事が竣工したときには、工事施工者は速やかに「公共基準点設置工事竣工報告書」(様式第11号)に前項の写真及び測量成果品一式を添えて町長に提出し、検査を受けなければならない。

5 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第10条 公共基準点の設置工事に要する費用(既設の公共基準点の取り壊し費用を含む。以下「設置費用」という。)及び公共基準点の測量作業に要する費用(以下「測量費用」という。)の負担は別表を基準とする。

(測量施行者の選定)

第11条 工事施行者は、第5条に規定する公共基準点の効用の確認測量及び第7条に規定する公共基準点の機能の回復のための測量を行う場合は、法第48条に定める測量士及び測量士補に行わせなければならない。

(国土交通省への報告)

第12条 町長は、国土交通省から移管を受けた都市再生街区基本調査により設置された公共基準点について、異状、亡失、移転により既存点を廃止した場合は、国土交通省に報告しなければならない。

(その他)

第13条 この告示により難しい場合又はこの告示に定めのない事項についての取り扱いは、その都度、町長が定める。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月12日告示第36号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

区 分		設置費用	測量費用 (再設法による場合)	測量費用 (偏心法による場合)
工事 施 工 者	新宮町	○	○	○
	占有企業者 その他	○	○	○
事故原因者		○	○	—
土地所有者等		×	×	×

注1 ○印は左欄の該当者が区分に掲げる費用を負担する。

2 ×印は新宮町が負担する。

3 事故原因者とは、故意又は過失により公共基準点を滅失又は毀損した工事施行者以外の者をいう。

4 設置費用及び測量費用の請求は、公共基準点付近での工事施工届出書及び公共基準点(一時撤去・移転)承認書に基づき公共基準点の効用に支障があるものについて請求するものとする。

5 設置費用及び測量費用は、納入通知書により、発行の日から起算して30日を経過した日までに納付しなければならない。

様式第1-1号(第4条第1項、第3項関係)

公共基準点使用承認申請書

年 月 日

新宮町長 殿

住所

申請者

氏名

印

公共基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により新宮町公共基準点の使用について、次のとおり申請します。

使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
測量地域		
使用する 公共基準点	計 点	
測量方法		
測量 作業 機関	名 称	
	代表者氏名	
	担当者氏名	
	所 在 地	
備 考		

TEL

承認条件

承認番号 号
年 月 日

新宮町公共基準点の使用について上記申請のとおり承認します。

新宮町長

印

担当連絡先

新宮町役場 都市整備課

公共基準点使用に係る包括承認申請書

年 月 日

新宮町長 殿

申請者 _____土地家屋調査士会
会長

⑩

公共基準点管理保全要綱第4条第2項の規定により新宮町公共基準点の使用について、次のとおり包括承認を申請します。

使用目的	地積測量図の作成のための測量	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで(____日間)	
測量地域	新宮町域	
使用する公共基準点	新宮町が測量計画機関として成果の管理を行っている全ての公共基準点 (使用時点で公共基準点として取扱われている点に限る)	
測量方法		
申請者	名称	
	代表者氏名	
	所在地	TEL
測量作業担当者	氏名	
備考		

様式第2号(第4条第2項関係)

公共基準点使用包括承認書

_____土地家屋調査士会

会長

様

新宮町公共基準点の使用について次のとおり承認します。

使用目的	地積測量図作成のための測量		
使用期間	年	月	日から 年 月 日まで(____日間)
測量地域	新宮町域		
使用する公共基準点	新宮町が測量計画機関として成果の管理を行っている全ての公共基準点 (使用時点で公共基準点として取扱われている点に限る)		
測量方法			
測量作業担当者	氏	名	
承認条件			
承認番号 _____ 号			
年 _____ 月 _____ 日			
新宮町長			印
担当連絡先	新宮町役場 都市整備課		

別紙

公共基準点使用条件

- 1 公共基準点の使用にあたっては、作業者は立ち入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、(包括承認に基づく場合には測量作業担当者名)、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、原則として土・日曜日及び祝祭日を除く午前8時30分から午後5時までとする。ただし、管理者から指定された場合はその限りではない。
- 3 作業者は、使用時に使用承認書あるいは包括承認に基づく場合には土地家屋調査士会員証を携行すること。
- 4 使用にあたっては公共基準点の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに基準点管理者に連絡すること。
- 7 作業者は、測量標の使用を完了したときは、公共基準点使用報告書として、次の書類を添付し基準点管理者に提出すること。なお、地積測量図の作成のための測量においては、包括承認申請書に定める使用報告書をもって代えることが出来ることとする。

- (1) 公共基準点現況報告書
- (2) 精度管理表
- (3) 成果表、網図の写しなど

公共基準点使用報告書

年 月 日

新宮町長 殿

住 所
報告者 名 称
担当者 ⑨

新宮町公共基準点の使用結果を次のとおり報告します。

使用目的			
使用期間	年 月 日から	年 月 日まで	(日間)
測量地域			
使用した公共基準点	計 点		
使用承認番号	承認番号	号	
測量作業機関	名 称		
	担 当 者		
	所 在 地	TEL	
使用結果 (精 度)	No. ~No.	相対精度 1:	
	No. ~No.	相対精度 1:	
	No. ~No.	相対精度 1:	
	No. ~No.	相対精度 1:	
特 記 事 項	(故障点、異常点の状況を記載)		

年 月 日

新宮町長 殿

報告者 住所
所属土地家屋調査士会名
登録番号
氏名

印

公共基準点使用報告書

新宮町公共基準点の使用について、別紙のとおり報告します。

(別紙報告様式)

使用した基準点

記入に関する注意事項

※使用目的欄には、次のいずれかに該当する番号を○で囲んでください。

- 1 地積測量図作成のため使用した点
- 2 点検のために使用した点
- 3 異状のため使用を断念した点

※地積測量図に使用した場合は、備考欄に所在地番を記入すること。

使用点名	使用年月日	使用目的	備考
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	
	年 月 日	1・2・3	

様式第4号(第5条第1項関係)

公共基準点付近での工事施工届出書

年 月 日

新宮町長 殿

住所
届出者
氏名 ⑩

公共基準点管理保全要綱第5条第1項の規定により次のとおり届出します。

工 事 件 名		
工 事 場 所	糟屋郡新宮町	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
工 事 概 要		
公共基準点番号		
占有企業者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
工事請負者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	TEL
添 付 図 面	1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 その他	

公共基準点付近での工事竣工報告書

年 月 日

新宮町長 殿

住 所
報告者 名 称
担当者 ㊟

年 月 日に届け出た公共基準点付近での工事が竣工しましたので、次のとおり報告します。

工 事 件 名		
工 事 場 所	糟屋郡新宮町	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
公共基準点番号		
公 共 基 準 点 の 状 況	(1)測量標の毀損状態:	
	(2)構造物の毀損状態:	
	(3)その他:	
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	TEL
添 付 図 面	1 竣工写真 2 引照点図 3 測量資料 4 その他	

公共基準点復旧承認申請書

年 月 日

新宮町長 殿

住所
申請者
氏名 ㊟

工事により異状をきたした公共基準点の復旧について、公共基準点管理保全要綱第5条第6項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。

復旧理由		
復旧内容		
復旧場所	糟屋郡新宮町	
復旧する公共基準点		
復旧期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
復旧工事請負業者	名称	
	担当者	
	所在地	TEL
備考		

様式第7号(第5条第6項関係)

公共基準点復旧承認書

様

年 月 日に申請のありました公共基準点の復旧について、次のとおり承認
します。

承認事項

復旧内容	
復旧場所	糟屋郡新宮町
復旧する 公共基準点	
復旧完了期限	年 月 日とする

承認条件

承認番号 号
年 月 日

新宮町長

印

担当連絡先

新宮町役場 都市整備課

公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書

年 月 日

新宮町長 殿

住所
申請者
氏名 ㊟

工事により支障となる公共基準点の(一時撤去・移転)について、公共基準点管理保全要綱第6条第1項の規定により、次のとおり承認申請します。

一時撤去・移転理由				
工事件名				
工事場所	糟屋郡新宮町			
一時撤去・移転する公共基準点				
移転する場合の移転候補地	糟屋郡新宮町			
工事期間	年 月 日から	年 月 日まで(日間)	
一時撤去・移転期間	年 月 日から	年 月 日まで(日間)	
工事請負者	名称			
	担当者			
	所在地	TEL		
添付図面	1 位置図	2 平面図	3 写真	4 その他
備考				

公共基準点(一時撤去・移転)承認書

承認番号 号
年 月 日

様

新宮町長 ⑩

年 月 日に申請のありました公共基準点の(一時撤去・移転)について、次のとおり承認します。

承認事項

移転先	糟屋郡新宮町
一時撤去・移転する 公共基準点	
完了期限	年 月 日とする

承認条件

担当連絡先	新宮町役場 都市整備課
-------	-------------

公共基準点(一時撤去・移転)請求書

年 月 日

新宮町長 殿

住所
請求書
氏名 ⑩

公共基準点管理保全要綱第6条第3項の規定により新宮町公共基準点の(一時撤去・移転)を次のとおり請求します。

一時撤去・移転理由	
請求場所	糟屋郡新宮町
一時撤去・移転する 公共基準点	
請求期限	年 月 日まで
備 考	

公共基準点設置工事竣工報告書

年 月 日

新宮町長 殿

住 所
報告者 名 称
担当者 ㊟

年 月 日承認番号 号で承認を公共基準点の(一次撤去・移転)について、公共基準点設置工事が竣工しましたので、次のとおり報告します。

工 事 件 名		
工 事 場 所	糟屋郡新宮町	
設 置 工 事 竣 工 日	年 月 日	
設置公共基準点番号		
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	TEL
添 付 図 面	1 竣工写真	2 その他